12 資料編

59

(5) 条例・規則・要綱等 「和光市図書館情報閲覧用端末機利用に関する要綱」

○和光市図書館情報閲覧用端末機利用に関する要綱

制定 平成18年10月 1日

最近改正 平成26年10月31日

(趣旨)

第1条 この告示は、和光市図書館(以下「図書館」という)を利用する者がインターネットを介して提供されている情報を取得し、自らの課題解決を支援することを目的として、図書館に設置されている情報閲覧用端末機(以下「端末機」という。)を利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

- 第2条 端末機の利用時間(以下「利用時間」という。)は、和光市図書館管理運営規則 (平成4年教委規則第2号。以下「規則」という。)第3条に規定する図書館の利用時間とする。
- 2 利用時間は、1人当たり1日60分までとする。
- 3 1回の利用時間は、30分以内とする。ただし、端末機を利用するために待機してて る者(以下「待機者」という。)がいないときは、継続して60分まで利用することが きる。

(利用手続)

- 第3条 端末機を利用しようとする者は、規則第9条第1項に規定する図書利用券を図書 館の利用者受付に提示しなければならない。ただし、図書利用券の交付を受けていない 者は、和光市図書館情報閲覧用端末機利用申請書(様式第1号。次項において「申請書 」という。)を図書館の利用者受付に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、待機者と交代したことにより継続して60分まで利用すす ことができなかった者が当該待機者の直後に利用するときは、図書館利用券の提提示、 は申請書の提出を省略することができる。

(遵守事項)

- 第4条 端末機を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項をしてはな らない。
 - (1) 有害なサイトその他の公序良俗に反するサイトを閲覧すること。
 - (2) 電子メールの送受信、掲示板等への書込みその他閲覧以外の行為をすること。
 - (3) 端末機を故意に動作不良とすること。
 - (4) 他の利用者の迷惑となるような行為をすること。

(損害賠償)

第5条 利用者は、故意又は過失により端末機をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、端末機の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この告示は、平成26年11月1日から施行する。